

公益社団法人東京都板橋区歯科医師会役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都板橋区歯科医師会（以下「本会」という。）の役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、法令の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、法令の定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する管外出張費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 役員報酬は月額とする。
3. 役員退職に当たっては、当該役員任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の役員報酬月額は別表第1「役員報酬月額」のとおりとする。

2. 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする

(報酬の支払日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(管外出張費)

第6条 役員に対しては、別に定める管外出張内規及びその実態に応じ、管外出張費を支払うものとする。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、法令の定めるところの報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行するものとする。

別表 1

役員報酬月額表

1. 会長	月額	32,000 円
1. 副会長	月額	16,000 円
1. 専務理事	月額	24,000 円
1. 総務担当理事	月額	20,000 円
1. 会計担当理事	月額	16,000 円
1. 第 2 会計担当理事	月額	12,000 円
1. その他の理事	月額	8,000 円
1. 監事	月額	10,000 円

月額合計 220,000 円 年額合計 2,640,000 円

別表 2

役員退職手当

1. 任期满了による退職手当は 201,600 円とする。
2. 任期途中での退職手当については月割りとし、1ヶ月未満の端数は、15 日以上を 1ヶ月、14 日以下は切捨て、とする。